

植物工場普及・拡大総合対策事業実施要領

第1 趣旨

近年、輸入農産物の増加や価格の低迷により、我が国の園芸作物の生産においては、農家の減少や高齢化、作付面積の減少等が進展しており、長年にわたり増加してきた園芸用施設の設置面積も、減少傾向に転じている。将来にわたり、安全で安心な国産農産物を国民に安定的に供給していくためには、力強い生産供給体制を確立することが急務となっている。

このような中で、環境及び生育のモニタリングを基礎として、光、温度、養分等の生育環境を高度に制御することにより、季節や天候に左右されず、野菜等を計画的・安定的に生産できる、いわゆる植物工場に対する期待が高まっている。

しかしながら、実際の植物工場にあっては、通常の施設生産と比べて施設の設置コスト及び運営コストが依然として莫大であること、植物工場の栽培や経営を担う人材が不足していること、といった課題があり、広く普及するには至っていない。また、植物工場には、農業者団体が取り組むには初期投資が膨大であること、多くの場合土壌を使わないため必ずしも設置場所が農地である必要はないこと、といった特性があるにもかかわらず、これまでの国の支援策は農業者団体が農業振興地域の農用地区域に設置する取組に重点化されてきた。

これらの課題を克服し、植物工場の普及・拡大を図るためには、研究機関や民間事業者等のもつ植物工場に係る要素技術等を結集し、実用化に向けた低コスト化技術の実証を行うとともに、植物工場の栽培や経営を担う人材の育成を図ることが重要である。また、民間事業者が農用地区域外に植物工場を導入する取組を含め、幅広く植物工場の導入支援を行うことが有効である。

このため、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書きによる緊急対策として、植物工場関連技術の実証・展示と研修を実施する拠点施設の整備と植物工場導入に対する支援を行うものとする。

第2 共通事項

1 事業の実施

(1) 事業の実施計画の作成

要綱第4の1に定める事業実施計画は、第3に掲げる事業ごとに作成するものとする。

(2) 事業の実施計画の重要な変更

要綱第4の4の生産局長等が別に定める事業の実施計画の重要な変更は、第3に掲げる事業ごとに定めるものとする。

2 事業実施状況の報告等

要綱第8の事業実施状況の報告については、第3に掲げる事業ごとに行うものとする。

3 事業の評価

要綱第9の事業評価については、第3に掲げる事業ごとに行うものとする。

第3 事業別事項

- 1 モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業：別記1
- 2 植物工場普及・拡大支援事業：別記2
- 3 植物工場リース支援事業：別記3

(別記1)

モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業

第1 総則

本事業において、植物工場とは「環境及び生育のモニタリングを基礎として、光、温度、養分等の生育環境を高度に制御することにより、季節や天候に左右されず、野菜、花き等の植物（以下「野菜等」という。）を計画的・安定的に生産できる施設」とする。

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業目的

本事業は、平成23年度までに、植物工場における野菜等の重量当たりの生産コストを3割縮減できる栽培管理技術を実用化するとともに、植物工場の設置数を150カ所に増加させるための人材育成を行うことを目的とする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、平成23年度までに植物工場における野菜等の重量当たりの生産コストを3割以上縮減できる栽培管理技術を実用化することとする。

第3 事業の概要

1 本事業においては、植物工場における野菜等の生産コストの縮減に向けた技術の実証・展示及び植物工場における生産と経営を担う人材の育成のための研修を行う拠点施設を整備し、効果的かつ効率的に実証、展示及び研修を推進するため、以下の取組を行うものとする。

(1) 農林水産省による事業実施主体の公募及び採択

ア 事業実施主体の公募

農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、拠点施設の管理・運営を行う事業実施主体の公募を行う。事業実施主体は、別記様式1-1により植物工場における生産コストの縮減に向けた技術の実証、展示及び人材育成のための研修に係る実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成の上、生産局長に申請する。

イ 事業実施主体の採択

生産局長は、アに基づき申請された事業実施計画について、別に定める公募要領に基づき審査及び採択を行う。

(2) 事業実施主体による技術の実証・展示の管理及び研修の実施

ア 実証・展示施設及び研修施設の整備

(1)の結果採択された事業実施主体は、事業実施計画に基づき、第7の2の(2)の実証・展示施設及び研修施設を整備する。

イ 実証参画機関の募集及び選定

(ア)事業実施主体は、植物工場に関連する技術等を有する研究者や民間事業者から成るグループ（以下「実証参画機関」という。）の募集を行う。事業実施主

体は、別記様式 1 - 2 により実証参画機関が作成した実証・展示施設における技術の実証及び展示の計画（以下「実証・展示計画」という。）の内容を基に実証参画機関の選定を行うこととする。なお、実証・展示計画の内容は事業実施計画と整合を図ることとする。

(イ)(ア)における展示とは、実証・展示施設への見学希望者の募集及び案内のことをいう。

(ウ)事業実施主体は、選定した実証参画機関との間で、実証・展示施設の利用方法、事業成果の知的財産の取扱、収穫物の処分方法等について、文書で契約を結ぶこととする。

なお、事業実施主体が実証参画機関から施設の賃貸料を徴収する場合は、その内容を契約の中に記載することとする。

ウ 実証・展示の管理

(ア)事業実施主体は、イで選定した実証参画機関が実証・展示計画に基づき行う技術の実証及び展示の進捗状況を把握し、実証参画機関に対し指導・監督を行うこととする。

(イ)実証参画機関が実施する実証および展示の内容が本事業の目的に反する場合又は目標達成が極めて困難と見込まれる場合は、事業実施主体の判断において契約を破棄し、実証参画機関による実証・展示施設の利用をとりやめさせることができるものとする。

(ウ)(イ)又は実証参画機関の都合で実証・展示施設の利用がとりやめられた場合は、事業実施主体は、新たな実証参画機関の募集及び選定を行い、可能な限り早期に実証及び展示を再開させるものとする。

エ 研修の実施

事業実施主体は、植物工場における生産と経営を担う人材の育成を図るため、整備した研修施設等において、ウの見学希望者等を対象とした研修を実施することとする。

オ 事業成果の報告

事業実施主体は、第13の1に基づき、ウ及びエによる成果等について、生産局長に報告することとする。

第4 補助対象

第3の取組を推進するため、本事業においては以下の取組を補助対象とする。

1 整備事業

事業実施主体が植物工場に係る技術実証・展示や人材育成のための研修を行う拠点を創出するため、以下の施設を整備する。

(1) 実証・展示施設

(2) 研修施設

2 推進事業

1で整備した拠点施設の管理・運営を推進するため、以下の取組を推進する。

(1) 運営・評価検討会の開催

(2) 実証・展示施設及び研修施設の管理・運営

ア 研修の実施

イ 見学の調整

ウ 実証参画機関による技術実証・展示の進捗状況等の把握

エ 実証参画機関への指導等

(3) その他事業の目的を達成するために必要な取組

第5 対象品目及び事業実施主体

1 対象品目

本事業の対象となる品目は、野菜、花き等の植物（園芸作物）とする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人

(2) 独立行政法人

(3) 大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関

(4) その他生産局長が認める団体

第6 採択基準

事業の採択については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

1 共通事項

(1) 第2の2に定める成果目標の基準を満たしていること。

(2) 実証・展示施設及び研修施設の一体的な整備に必要な土地を確保していること。

(3) 実証・展示施設及び研修施設の管理を行う能力を有していること。

(4) 実証参画機関の管理を行う能力を有していること。

(5) 整備事業と推進事業を一体的に実施すること。

(6) 本事業の成果の広域的な波及効果が見込まれること。

(7) 本事業による技術実証の結果については、個人情報に属するものを除き、基本的に公表すること。ただし、本事業の成果として特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先である事業実施主体及び実証参画機関は、以下のアからウまでの条件を遵守すること。また、技術の実証・改良の一部を大学、独立行政法人等に委託する場合であっても同様に、以下のアからウまでの条件を遵守することを約すること。

ア 事業成果が得られた場合には、知的財産権の出願を行った後、30日以内に地方農政局長に報告すること。

イ 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国が当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

2 整備事業

(1) 事業対象施設

実証・展示施設については、野菜等の周年・計画生産が可能な機能を有するものであること。研修施設については、技術実証施設と一体的に整備すること。

(2) 施設の利用

当該施設の適正な利用及び管理運営が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

第7 事業の実施基準

1 整備事業・推進事業共通事項

- (1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めないものとする。
- (2) 事業実施主体は、当該取組について研究者や生産者等からの視察の申し入れを受け入れるよう努めるものとする。ただし、知的財産権の取得予定がある場合は、この限りではない。

また、取組内容について、自己のホームページへの掲載、取組に関する広報資料（パンフレット等）の作成等により、当該取組の波及に努めるものとする。

2 整備事業

(1) 一般基準

ア 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

イ 補助対象とする施設

(ア) 補助対象とする施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品若しくは古材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

(イ) 施設は、成果目標の達成に必要な能力を有し、かつ実用レベルの規模となるよう留意するものとする。

(ウ) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

(エ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

(2) 個別基準

ア 実証・展示施設

(ア) 実証・展示施設については、植物工場における生産コストの縮減に向けた技術の実証・展示の実施に必要な以下の施設とする。

- a 太陽光利用型植物工場
- b 完全人工光型植物工場

c a及びbの附帯施設

(イ) 実証参画機関間による技術実証に競争原理を働かせるとともに展示・研修効果を高めるため、aの太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場については、その少なくとも一方について、必ず2施設以上整備するものとする。

(ウ) アのaの「太陽光利用型植物工場」については、必ず50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。)若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、その規模は1棟が設置実面積が1,000平方メートル以上とする。

必要に応じて、栽培用架台、育苗装置、加温装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置を整備できるものとする。ただし、実証参画機関が技術実証において交換、改良等を行わないものに限る。

(エ) アのbの「完全人工光型植物工場」については、農作物の周年・計画生産が可能な強度及び機能を有する完全人工光型の施設とする。

必要に応じて、栽培用架台、育苗装置、空調装置、衛生管理施設を整備できるものとする。ただし、実証参画機関が技術実証において交換、改良等を行わないものに限る。

(オ) アのa又はbの整備に合わせて、分析診断施設及び選別・調製・包装施設を整備できるものとする。なお、分析診断施設は、生産された農作物の品質分析(食味分析、成分分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)を行う施設とする。

イ 研修施設

研修施設については、植物工場における生産と経営を担う人材の育成を図るために実施する研修に必要な施設とし、必ず整備するものとする。ただし、研修施設を事業実施主体の責任において確保する場合は、この限りではない。

3 推進事業

(1) 一般基準

ア (2)のアの運営・評価検討会の開催を必須とする。

イ 補助対象経費は、本事業に直接要する別紙1の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(2) 個別基準

ア 運営・評価検討会の開催

拠点施設における技術の実証や研修の実施に係る運営方針の決定、実証参画機関の選定・評価、研修等を実施するため、事業実施主体及び外部の学識経験者等で構成される検討会を実施するものとする。

イ 実証・展示施設及び研修施設の管理・運営

実証参画機関の実証の進捗状況把握、外部からの見学希望者への対応の調整、研修の実施等の事業実施主体が行う拠点施設における運営・管理を補助するため、必要な人材を雇用できるものとする。

ウ その他事業の目的を達成するために必要な取組

第 8 目標年度

目標年度は、平成23年度とする。

第 9 事業実施期間

補助対象となる整備事業については、平成21年度内に完了することとする。推進事業の実施期間は、平成22年3月31日までとする。

第10 補助率

本事業における補助率は定額とする。

第11 事業実施計画の作成及び提出

- 1 事業実施主体は、別記様式 1 - 1 により事業実施計画書を作成し、公募期間内に生産局長に提出するものとする。
また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画を提出する場合は、あらかじめ関係市町村及び都道府県に対して指導・協力を求め、事業の実施に係る調整に努めるものとする。
- 3 国は、事業実施主体に対し、2の調整の結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

第12 事業の実施手続

1 事業実施計画の承認基準

生産局長等は、事業実施計画が別表 1 に定める事項等の確認により、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 本事業の目的に沿っていること。
- (2) 導入を予定している施設が、成果目標達成に直結するものであること。
- (3) 導入を予定している施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (4) 施設の規模及び能力が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

2 事業実施計画の変更

要綱第 4 の 4 の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。また、その手続は、第11に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の 3 割を超える変更

3 事業の着手・着工等

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（機械の発注を含む。）するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業に着工するとき、別記様式 1 - 3 により、速やかに入札結果報告・着工届を生産局長に届け出るものとする。

ただし、本事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手又は着工する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式 1 - 4 により、又は交付決定前着工届を別記様式 1 - 5 により、生産局長に届け出るものとする。

- (3) (2) のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実にってから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、「農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱」(平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知)第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手届又は着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4) (2) のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合には、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第13 事業の実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、当該年度における事業の実施結果を別記様式 1 - 6 により、翌年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、1の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第14 事業の評価

- 1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は要綱第9の1の定めにより、別記様式 1 - 7 に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

- 2 生産局長による評価

(1) 点検評価

ア 生産局長は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業計画等との整合等を確認するものとする。

イ 生産局長は、アの点検の結果、事業計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 生産局長は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 生産局長から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに生産局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

生産局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

生産局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式1-8に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

3 事業評価検討委員会による評価

(1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 2の(3)のイの報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

別紙 1

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費。	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 支払いが翌年度となるもの
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル

別表 1

整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めること。
5 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
6 附帯施設について、不要なものがないこと。
7 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
8 都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。
9 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
10 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。
11 施行方法の選択が適切になされていること。
12 入札の方法に関する知識を有していること。
13 事業実施体制が、十分なものとなっていること。
14 地元関係者との合意形成が図られていること。
15 その他、法律に定める基準等が満たされていること。

実施年度		平成	年度
継続事業 の場合	開始年度	平成	年度
	完了予定年度	平成	年度

農業・食品産業競争力強化対策支援事業実施計画

(植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名

第1 事業の概要

1 事業計画総括表

都道府県名 市町村名	事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
				国庫補助金	その他	
県 市	(1) 整備事業	(1) 施設の概要 ア 実証・展示施設の概要 ・太陽光利用型施設 棟、計 m ² ・完全人工光型施設 棟、計 m ² ・内部施設 イ 研修施設の概要 ・ m ²	円	円	円	事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日
	(2) 推進事業	(2) 施設の管理運営及び研修の取組の概要 ・運営評価検討会 回 ・雇用 人	円	円	円	
合計			円	円	円	

(注) 事業完了(予定)年月日を備考欄に記入するものとする。

2 算出の基礎

単位：円

区分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			備考
	うち 国庫補助金		うち 国庫補助金		増	減		
					国庫補助金	国庫補助金		
合計								

3 事業責任者

機関名			

事業実施責任者	氏名		役職名	
	所属			
	TEL		FAX	
経理責任者	氏名		役職名	
	所属			
	TEL		FAX	

第2 技術実証及び展示の内容

1 技術実証に係る課題及び本事業のねらい

(植物工場における生産コスト等に係る技術的課題及びそれを踏まえた本事業のねらいを記載する)

2 技術実証に係る目標

対象品目	施設のタイプ (太陽光利用 型又は完全人 工光型)	目標(又は実績)			目標達成の手段の概要	備考	
		項目	単位	数値			
				現状 平成 年度			目標年 平成23年度
		施設設置コスト	円 / 10a				
		収穫量	kg / 10a				
		生産コスト	円 / 10a				
		収穫量1kg当たり生産 コスト(/)	円 / kg				
		販売単価	円 / kg				

		粗収益	円 / 10a				
		純利益 (-)	円 / 10a				

(注) この表は、本事業により整備する施設のタイプ及び品目毎に作成し、当該施設を実用化したと想定した場合の毎年度の収支を見積もって記入する。

3 技術実証の概要

施設番号	実証参画機関	対象品目	施設のタイプ(太陽光利用型又は完全人工光型)	項目	実証する技術、栽培方法等の概要(現行の取組との違い)	効果(現行の取組との違い)
1						
2						

- (注) 1 この表は整備する施設毎に作成し、施設番号は第4の1と一致させる。
 2 「項目」の欄は、実証する技術や栽培方法ごとに、(ア)生産性向上(収量増加)、(イ)施設設置コストの縮減、(ウ)施設運営コストの縮減、(エ)販売単価向上のうち、1つ以上を選択して記載する。
 3 「実証参画機関」の欄は、予定を含めて記載する。

4 展示に係る方針

(実証・展示施設の展示の時期又は頻度及び方法について事業実施主体としての方針を記載する)

--

第3 研修の内容

1 人材育成に係る課題及び研修のねらい

(植物工場に係る人材育成上の課題及びそれを踏まえた研修のねらいについて記載する)
--

2 研修計画

時期又は頻度	対象者	内容

第4 整備事業の内容

1 技術・実証施設の概要

施設番号	施設の種類	整備予定場所	面積 (㎡)	施設の構造、内部装置等	対象品目	実証する技術の概要	備考 (立地条件等)
1		(市町村) (番地)					
2							

(注) この表は施設毎に作成し、施設番号は第2の3と一致させる。

2 技術・実証施設の規模決定根拠

--

導入する施設の規模、処理能力、附带施設の能力、数量等を決定した計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて施設毎に記載すること。

[添付資料]

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入機械施設のカタログ
- (ウ) 施設の管理運営規定等

(エ) その他地方農政局長が特に必要と認めるもの

3 研修施設の概要

整備予定場所	面積 (m ²)	施設の構造等	備考 (立地条件等)
(市町村) (番地)			

4 研修施設の規模決定根拠

導入する施設の規模、処理能力、附带施設の能力、数量等を決定した計算過程をその根拠となる研修の人数、期間、内容、利用計画、施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

[添付資料]

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入機械施設のカタログ
- (ウ) 施設の管理運営規定等

(エ) その他地方農政局長が特に必要と認めるもの

5 施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画（又は実績）

施行方法	
施工業者選定方法	
入札（競争見積）に	指名業者選定の考え方

よる場合	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注) 1 記入にあたっては、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いの制定について」(平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)第1に注意すること。
- 2 工種毎(土木工事、建築工事、製造請負工事等)で施行方法が違う場合は、工種毎に区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「施主代行施工」のいずれかを記入する。
- 4 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「系統施行における競争見積」、「随意契約」のいずれかを記入する。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は系統施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札への立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入する。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

第5 推進事業の内容

1 運営評価検討会の開催計画(又は実績)

開催時期	検討内容	雇用人数・時間等	作業内容	備考

(注) 運営評価検討会における検討内容と運営評価検討会開催のために雇用する人材の取組内容が分かるよう記載する。

2 実証報告書作成計画(又は実績)

作成時期	内容	執筆委託の人数	作成部数	備考

--	--	--	--	--

3 施設の運営・管理及び研修に係る計画

時期	内容	雇用人数・時間等	作業内容	備考

(注) 施設の運営・管理及び研修に係る内容とそのために雇用する人材の取組内容が分かるよう記載する。(ただし、1に係るものは除く)

4 その他

--

(注) 事業内容の上記1から3の取組以外に補助対象経費として計上する予定の取組がある場合には、その取組内容が分かるよう記載する。

第6 その他

1 知的財産の取扱いに関する方針

<p>(本事業の成果に係る知的財産の取扱いについて、事業実施主体としての方針を記載する)</p> <p>(記載例1) 本事業の成果に係る知的財産は、全て事業実施主体に帰属させるものとする。</p> <p>(記載例2) 本事業の成果に係る知的財産は、全て各々の実証参画機関に帰属させるものとする。</p>

2 事業成果の波及効果

<p>(本事業の成果の波及効果について、その見込み及び程度を記載する)</p>

3 明許繰越の可能性の有無(有・無)

--	--

明許繰越が必要となる経費の内容	理 由

4 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	実施(予定) 年度	事業費(見込み) (千円)	事 業 内 容	備 考

5 事業実施後の施設の利用方針

<p>(本事業で整備した施設の処分制限期間内における利用方針を具体的に記載する)</p>
--

実証・展示計画

実証参画機関名

第1 総括表

構成員名（民間企業名又は研究者名）	技術実証における役割	備考

第2 技術実証の概要

項目	採用する技術等の概要	効果	更なる改良に向けた対応方向

注： は実施報告の際に記載する。

第3 技術実証に係る目標

対象品目 及び施設 のタイプ	区 分	現 状	目 標	備 考	
		（平成21年度）	（平成23年度）		
	作付面積	m ²	m ²		
	収穫量	kg	kg		
	収入	販売額	千円	千円	予定販売単価 （円/kg）
		その他			
		計			
生産	自家労賃 （年間延べ労働時間）	（時間）	（時間）		

コスト	(人数)	(人)	(人)
雇用労賃 (年間延べ労働時間) (雇用人数)	(時間) (人)	(時間) (人)	(時間) (人)
種苗			
肥料			
薬剤			
諸資材			
光熱動力費			
農機具 うち減価償却			
農用建物(修繕費含む) うち減価償却 うち実証施設			
賃借料及び料金			
土地改良費及び水利費			
支払小作料			
租税公課			
負債利子			
企画管理費 うち減価償却			
農業雑支出			
その他			
計			
収穫量 1 kg当たりの			

	生産コスト			
	純利益			

(注) 1 この表は、本事業により整備する施設のタイプ及び品目毎に作成し、当該施設を実用化したと想定した場合の毎年度の収支を見積もって記入する。
 2 以外の項目の単位は 10a 当たりとする。

第4 技術実証計画

項目	1年目(平成 年度)	2年目(平成 年度)	3年目(平成 年度)

第5 展示計画

時期又は頻度	対象者	展示の方法及び内容

第6 研修受入計画

(事業実施主体が実施する研修への協力等について記載する)

生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成21年度モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等 又は工事等の契約名		
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札 ・代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年	月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格(税抜)		円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格(税込)	(税抜)	
契約年月日	年	月 日
着工住所		
完了予定年月日	年	月 日
工事監理者		
入札予定価格(円)	(税抜)	
入札結果等の公表方法	(税抜)	
備考	年 月 日 第 号 交付決定通知	

- (注) 1 「施工方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを で囲む。
 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。
 ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約の場合である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
 9 事業が複数の契約からなる場合には、契約ごとに上表を整理すること。

別記様式 1 - 4 (第12の3の(2) 関係)

番 号
年 月 日

生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 2 1 年度モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式 1 - 5 (第12の3の(2) 関係)

番 号
年 月 日

生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 2 1 年度モデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業交付決定前着工届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年月日	しゅん功予定 年月日	理由

別記様式 1 - 6 (第13の 1 関係)

農業・食品産業競争力強化支援事業の事業実施状況報告 (平成 年度)

番 号
年 月 日

生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱 (平成17年 4 月 1 日付け16生産第8264号
農林水産事務次官依命通知) 第 8 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

実施年度	平成 年度
<p>農業・食品産業競争力強化対策支援事業実施状況報告書 (植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業)</p> <p>事業実施主体名 (計画主体名)</p> <p>都道府県・市町村名</p>	

- (注) 1 . 別記様式 1 - 1 の事業実施計画に準じて作成すること。
2 . 別記様式 1 - 2 の実証・展示計画を添付すること。

別添

実施年度		平成	年度
継続事業 の場合	開始年度	平成	年度
	完了予定年度	平成	年度

農業・食品産業競争力強化対策支援事業実施状況報告書
(植物工場普及・拡大総合対策事業のうちモデルハウス型植物工場実証・展示・研修事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名

第1 事業の概要

1 事業計画総括表

都道府県名 市町村名	事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
				国庫補助金	その他	
県 市	(1) 整備事業	(1) 施設の概要 ア 実証・展示施設の概要 ・太陽光利用型施設 棟、計 m ² ・完全人工光型施設 棟、計 m ² ・内部施設 イ 研修施設の概要 ・ m ²	円	円	円	
	(2) 推進事業	(2) 施設の管理運営及び研修の取組の概要 ・運営評価検討会 回 ・雇用 人?	円	円	円	
合計			円	円	円	

2 事業責任者

機関名				
事業実施責任者	氏名		役職名	
	所属			
	TEL		FAX	
経理責任者	氏名		役職名	
	所属			
	TEL		FAX	

第2 技術実証及び展示の内容

1 事業実施後の現状と事業の総合評価

--

2 技術実証に係る目標

対象品目	施設のタイプ (太陽光利用 型又は完全人 工光型)	目標(又は実績)			目標達成の手段の概要	備考	
		項目	単位	数値			
				実施前 平成 年度			目標年 平成 23 年度
		施設設置コスト	円 / 10a				
		収穫量	kg / 10a				
		生産コスト	円 / 10a				
		収穫量 1kg 当たり生 産コスト(/)	円 / kg				
		販売単価	円 / kg				
		粗収益	円 / 10a				
		純利益(-)	円 / 10a				

(注) この表は、本事業により整備する施設のタイプ及び品目毎に作成し、当該施設を実用化したと想定した場合の毎年度の収支を見積もって記入する。

3 技術実証の概要

施設番号	実証参画機関	対象品目	施設のタイプ (太陽光利用型又は完全人工光型)	項目	実証した技術、栽培方法等の概要 (現行の取組との違い)	効果(現行の取組との違い)	課題と今後の取組方向
1							
2							

- (注) 1 この表は整備する施設毎に作成し、施設番号は第4の1と一致させる。
 2 「項目」の欄は、実証する技術や栽培方法ごとに、(ア)生産性向上(収量増加)、(イ)施設設置コストの縮減、(ウ)施設運営コストの縮減、(エ)販売単価向上のうち、1つ以上を選択して記載する。
 3 「実証参画機関」の欄は、予定を含めて記載する。

4 展示に係る総合評価

第3 研修の内容

1 人材育成に係る総合評価

2 研修計画

時期又は頻度	対象者	内容

第4 整備事業の内容

1 技術・実証施設の概要

施設番号	施設の種類	整備予定場所	面積 (㎡)	施設の構造、内部装置等	対象品目	実証した技術の概要	備考(立地条件等)
1		(市町村) (番地)					
2							

(注) この表は施設毎に作成し、施設番号は第2の3と一致させる。

2 技術・実証施設の規模決定根拠

導入する施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等を決定した計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて施設毎に記載すること。

[添付資料]

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 施設の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(2社以上)、導入機械施設のカタログ
- (ウ) 施設の管理運営規定等
- (エ) その他地方農政局長が特に必要と認めるもの

3 研修施設の概要

整備予定場所	面積 (㎡)	施設の構造等	備考(立地条件等)
(市町村) (番地)			

4 研修施設の規模決定根拠

導入する施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等を決定した計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて施設毎に記載すること。

[添付資料]

- (ア) 事業実施地区の位置図
- (イ) 施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入機械施設のカタログ
- (ウ) 施設の管理運営規定等
- (エ) その他地方農政局長が特に必要と認めるもの

5 施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画（又は実績）

施 行 方 法		
施 工 業 者 選 定 方 法		
入札（競争見積）による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
	入札立会予定者	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

- (注) 1 記入にあたっては、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いの制定について」(平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)第1に注意すること。
- 2 工種毎(土木工事、建築工事、製造請負工事等)で施行方法が違う場合は、工種毎に区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「施主代行施工」のいずれかを記入する。
- 4 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「系統施行における競争見積」、「随意契約」のいずれかを記入する。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は系統施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、その考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関(都道府県及び市町村)から入札への立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的な理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入する。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

第5 推進事業の内容

1 運営評価検討会の開催計画（又は実績）

開催時期	検討内容	雇用人数・時間等	作業内容	備考

（注）運営評価検討会における検討内容と運営評価検討会開催のために雇用する人材の取組内容が分かるよう記載する。

2 実証報告書作成計画（又は実績）

作成時期	内容	執筆委託の人数	作成部数	備考

3 施設の運営・管理及び研修に係る計画

時期	内容	雇用人数・時間等	作業内容	備考

（注）施設の運営・管理及び研修に係る内容とそのために雇用する人材の取組内容が分かるよう記載する。（ただし、1に係るものは除く）

4 その他

--

（注）事業内容の上記1から3の取組以外に補助対象経費として計上する予定の取組がある場合には、その取組内容が分かるよう記載する。

第6 その他

1 知的財産に関する成果

(本事業の成果に係る知的財産の成果とその取扱いについて記載する)

2 事業成果の波及効果

(本事業の成果の波及効果について、その見込み及び程度を記載する)

3 明許繰越の可能性の有無(有・無)

明許繰越が必要となる経費の内容	理由

4 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	実施(予定) 年度	事業費(見込み) (千円)	事業内容	備考

5 事業実施後の施設の利用方針

(本事業で整備した施設の処分制限期間内における利用方針を具体的に記載する)

別記様式 1 - 7 (第14の1関係)

農業・食品産業競争力強化支援事業の評価報告(平成 年度)

番 号
年 月 日

生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定により別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

(別添)

農業・食品産業競争力強化支援事業に関する事業評価シート

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	作物名	成果目標の具体的な内容	目標数値			達成率(%) A-C/A-B	事業計画の 妥当性	適正な事業 執行	生産局長の意見
					現状地 (A)	目標値 (B)	結果(C)				
県	市	(例) 大学	リーフレ タス	単位重量当たりコス トの削減	1200円/kg	800円/kg	1000円/kg	50%	1	2	

- (注) 1 事業対象作物が複数ある場合は、行を追加すること。
2 生産局長が災害等により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断した場合は、その旨を生産局長の意見の欄に記述すること。
併せて、代替案で事業評価を実施した場合は、一段下の欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。
3 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。
4 適切な事業執行の欄には、事業が適切に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

(別記2)

植物工場普及・拡大支援事業

第1 総則

本事業において、植物工場とは「環境及び生育のモニタリングを基礎として、光、温度、養分等の生育環境を高度に制御することにより、季節や天候に左右されず、野菜、花き等の植物(以下「野菜等」という。)を計画的・安定的に生産できる施設」とする。

第2 事業の目的

本事業は、平成23年度までに野菜等の周年・計画生産を実現する植物工場の設置数を全国で150カ所に増加させるため、業として野菜等の生産を行う事業者が、先駆的に植物工場を導入し、適切に運営することにより、生産性及び収益性の向上を実現することを目的とする。

第3 事業の概要

1 整備事業

以下の(1)又は(2)の植物工場を整備するとともに、植物工場と一体的に(3)又は(4)の植物工場関連施設を整備できるものとする。

(1) 太陽光利用型植物工場

(2) 完全人工光型植物工場

(3) 植物工場で生産された野菜等の生育又は成分を分析・診断するための施設(以下「分析診断施設」という。)

(4) 植物工場で生産された野菜等の選別・調製・包装を行うための施設(以下「選別・調製・包装施設」という。)

2 推進事業

植物工場の導入及びその適切な運営に資する以下の取組を行うものとする。

(1) 植物工場の導入及び運営を推進するための検討会

(2) 植物工場における野菜等の生産、流通又は販売に係る先進的取組の調査

(3) 植物工場の運営に必要な栽培又は経営に係る技術習得のための研修

(4) 新たに導入する品目・品種又は栽培技術の効果に係る実証調査

(5) 実証調査を踏まえた技術の改良

(6) 植物工場で生産された野菜等の販路を確保・拡大するための現地交流会

(7) 食品安全や環境保全等を確保するための生産工程管理又はトレーサビリティシステムの導入

(8) その他事業の目的を達成するために必要な取組

第4 対象品目及び事業実施主体

1 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、花き等の植物（園芸作物）とする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (5) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。）
- (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。）
- (7) その他農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）

第5 採択要件

1 整備事業

事業の採択については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

(1) 事業対象施設

植物工場については、野菜等の周年・計画生産が可能な機能を有するものであること。植物工場関連施設については、当該事業で整備する植物工場と一体的に整備するものとし、当該植物工場における野菜等の生産量に見合った規模であること。

(2) 受益農家数

受益農家が3戸以上であり、共同で事業を実施すること。

(3) 成果目標

事業実施年度の翌々年度までに植物工場の年間収支を黒字化する目標を定めていること。また、そのための生産計画及び販売計画を策定していること。

(4) 費用対効果分析

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により費用対効果の分析を行い、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。なお、第3の(1)の「太陽光利用型植物工場」及び第3の(2)の「完全人工光型植物工場」については「生産技術高度化技術」、第3の(3)の「分析診断施設」については「産地管理施設」、第3の(4)の「選別・調製・包装施設」については「集出荷貯蔵施設」としてそれぞれ分析を行うこととする。

(5) 生産・販売計画

植物工場の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要することを踏

まえ、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を精査し、経営として十分に成立しうる生産計画及び販売計画を策定していること。

特に、販売計画に関しては、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約、覚え書き等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実にあること。

(6) 資金の調達

当該施設の整備に係る資金の調達が確実に見込まれること。

2 推進事業

事業の採択については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

(1) 受益農家数

受益農家が3戸以上であり、共同で事業を実施すること。

(2) 成果目標

ア 既に整備した植物工場において推進事業を実施する場合は、事業実施年度の翌々年度までに植物工場の年間収支を黒字化する目標を定めていること。また、そのための生産計画及び販売計画を策定していること。

イ 植物工場の整備に先立ち、推進事業のみ実施する場合は、事業実施年度の翌年度に植物工場を整備する目標を定めていること。

第6 事業の実施基準

1 整備事業・推進事業共通事項

(1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めないものとする。

(2) 事業実施主体は、当該取組について他の生産者等からの視察の申し入れを受け入れるよう努めるものとする。ただし、知的財産権の取得予定がある場合は、この限りではない。

また、取組内容について、自己のホームページへの掲載、取組に関する広報資料（パンフレット等）の作成等により、当該取組の波及に努めるものとする。

(3) 本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

(4) 事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、受益農家が3戸未満であっても事業実施主体として認めるものとする。この場合にあつては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式

2 - 1 - 1 又は 2 - 1 - 2 の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

ア 事業計画策定時に、特定農業法人であって、次の要件をすべて満たすものであること。

（ア）本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。

（イ）特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（エ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

（ア）離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

（イ）当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（ウ）当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（5）事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。

（6）農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。

2 整備事業

（1）一般基準

ア 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭

和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

イ 補助対象とする共同利用施設

(ア) 補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知)の定めるところによるものとする。

(イ) 補助の対象とする共同利用施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品若しくは古材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限定するものとする。

(ウ) 施設の整備に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。なお、aからcまでを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、aについては作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、bについては購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、cについては出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。

a 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。

b 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。

c 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

d 所有の明確化

当該施設は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。

e 管理運営

当該施設が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管理)されていること。

なお、太陽光利用型植物工場の設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮

して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

- (エ) 施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、スプラウト類（もやしを含む）、リーフレタス類（サラダ菜を含む）等の周年・計画生産の技術が既に確立されている品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

また、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新をいう。）は、補助の対象としないものとする。

なお、施設の付帯施設のみの導入は、補助対象としないものとする。

- (オ) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。
- (カ) 事業実施主体は、本事業により整備した施設には、事業名等を表示するものとする。
- (キ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

ウ 整備事業の対象地域

補助対象施設の受益は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地地区」という。）とすること。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。

エ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

- (ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。
- (イ) 事業実施主体は、原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合及び公社に限るものとする。
- (ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、3戸以上とする。
- (エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費 - 補助金） / 当該施設の耐用年数 + 年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (オ) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

オ その他

- (ア) 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

整備事業の事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するよう努めるものとする。

(イ) 農業共済等の積極活用

整備事業の事業実施主体は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

(ウ) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(エ) 周辺景観との調和

本事業により、共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(2) 個別基準

ア 太陽光利用型植物工場

(ア) 太陽光利用型植物工場については、野菜等の周年・計画生産に必要な以下の施設とする。なお、整備後の施設は必ず50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。)若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、複合環境制御装置を備えているものとする。

a 高度環境制御栽培施設

b 施設園芸栽培技術高度化施設

c a及びbの附帯施設

(イ)(ア)のaの「高度環境制御栽培施設」は、野菜等の生育環境を最適に保つため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型の施設をいうものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、加温装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、細霧冷房装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壌消毒装置、底面給水施設、無人防除機、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置等を整備できるものとする。

(ウ)(ア)のbの「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨(アルミ骨を含む。)

ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、加温装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、細霧冷房装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壌消毒装置、底面給水施設、無人防除機、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置等とする。

イ 完全人工光型植物工場

(ア) 完全人工光型植物工場については、作物の生育環境を最適に保つため、高度な環境制御が可能な以下の施設とする。なお、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。

a 高度環境制御栽培施設

b aの附帯施設

(イ)(ア)のaの「高度環境制御栽培施設」は、野菜等の生育環境を最適に保つため、高度な環境制御が可能なシステム本体又はシステムに収容する完全人工光型の施設をいうものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、栽培用架台、育苗装置水源装置、変電装置、集中管理棟、空調装置、自動かん水施肥装置及び炭酸ガス発生装置等を整備できるものとする。

ウ 分析診断施設

(ア) 分析診断施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場と一体的に整備できるものとする。

(イ) 分析診断施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場及びそこで生産された野菜等を対象として、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析(食味分析、成分分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

エ 選別・調製・包装施設

(ア) 選別・調製・包装施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場と一体的に整備できるものとする。

(イ) 選別・調製・包装施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場で生産された野菜等を対象として、選別・調製又は包装を行えるものとし、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

3 推進事業

- (1) 推進事業の実施に当たっては、第3の2の(1)の検討会の開催を必須とする。
- (2) 補助対象経費は、本事業に直接要する別紙2の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (3) 事業実施主体は、推進事業の実施において、地方農政局長等が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

第7 目標年度

目標年度は、事業実施計画承認初年度の翌々年度とする。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成22年3月31日までとする。

第9 補助率

1 整備事業

2分の1以内とする。

2 推進事業

定額とする。

第10 事業実施計画の作成及び提出

1 事業実施主体は、別記様式2-2により事業実施計画書を作成し、公募期間内に、施設が所在する都府県を所管する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

2 事業実施主体は、事業実施計画を提出する場合は、あらかじめ関係市町村及び都道府県に対して指導・協力を求め、事業の実施に係る調整に努めるものとする。

3 国は、事業実施主体に対し、2の調整の結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

第11 事業の実施手続

1 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、事業実施計画が別表2に定める事項等の確認により、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 本事業の目的に沿っていること。

(2) 導入を予定している施設が、成果目標達成に直結するものであること。

(3) 導入を予定している施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

(4) 施設の規模及び能力が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

2 事業実施計画の変更

要綱第4の4の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。また、その手続きは、第10に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業費の 3 割を超える変更

3 事業の着手・着工等

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（機械の発注を含む。）するものとする。

(2) 事業実施主体は、事業に着工するとき、別記様式 2 - 3 により、速やかに入札結果報告・着工届を地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、本事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手又は着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式 2 - 4 により、又は交付決定前着工届を別記様式 2 - 5 により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (2) のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実にってから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、「農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金等交付要綱」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 82 65 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前着手届又は着工届の文書番号を記載するものとする。

(4) (2) のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、本事業の実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

第 12 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第 8 の 1 の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式 2 - 6 により翌年度の 7 月末日までに、原則として事業実施主体が所在する都府県を所管する地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1 の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第13 事業の評価

1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は要綱第 9 の 1 の定めにより、別記様式 2 - 7 に定める事業評価シートにより自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 9 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にまたがる場合は、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等による評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1) の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、稼働率のうちいずれかが計画に対し 70% 未満の状況が 3 年間継続している場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用され

ていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、別記様式 2 - 8 に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに 2 年間目標年度を延長し、再度 1 の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の 10 月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会による評価

- (1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。
- (2) 2 の (3) のイの報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。
- (3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。
- (4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

別紙 2

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	国内旅費に限る。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1．支払いが翌年度となるもの
- 2．補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル

別表 2

整備事業の実施における満たすべき事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、個人による選別・出荷状況、個人施設等の保有・使用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設への過大な投資を防ぎ稼働の効率化を図るため、作付品種の分散、収穫時期の調整等により、特定の日に集中することのないよう検討されていること。
3 施設の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。また、産地の作付面積、単収、生産数量、出荷計画等が実績及び作物を取り巻く状況から見て妥当であること。
4 施設内の管理室、休憩室、分析室、格納庫等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
5 施設の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
6 施設の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
7 農家意向調査について、担い手農家の意向を把握していること。また、調査の精度等が適正であること。
8 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、1.0以上であること。
9 国庫補助金が、対象となる補助率で正しく計算されていること。
10 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
11 附帯施設について、不要なものがないこと。
12 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
13 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
14 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
15 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
16 適正な収支計画となっていること（支出については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）。
17 独立行政法人等の試験研究機関や都道府県、市町村等関係機関の連携・支援体制が整備されていること。また、必要に応じ専門家等による経営診断等の指導が受けられる体制となっていること。
18 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
19 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は認可等の見込みがあること。

20 施行方法の選択が適切になされていること。

21 入札の方法に関する知識を有していること。

22 事業実施体制が、十分なものとなっていること。

23 地元関係者との合意形成が図られていること。

24 その他、法律に定める基準等が満たされていること。

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限 年 月		

1 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針
 (注) 事業終了後 5 年間特定農業法人であるか、又は事業終了後 5 年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行うのいずれかを記載すること。

2 利用集積目標・達成プログラム

	現在 年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	目標 年
利用集積面積 (ha)						
集積率 (%)						
達成率 (%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割合 (%)	
					達成率 (%)
現在 年					
1 年目					
2 年目					
目標 年					

4 雇用者数

	現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数				
(人 / 年) 達成率 (%)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領 (平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8266 号 農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知) 別記 2 の第 8 の 1 の (2) に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名					
出資比率	公共的団体 %				
	地方公共団体 %		農協等 %		
	その他 %				
	農家 %	企業 %	その他 %		

1 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高(千円)	割合(%)	
					達成率(%)
現在 年					
1 年目					
2 年目					
目標 年					

3 雇用者数

		現在 年	1 年目	2 年目	目標 年
常時雇用者数					
(人/年)	達成率(%)				

上記のとおり、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)別記1-2の第8の1の(2)に基づく事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印

別記様式 2 - 2

事業実施年度	平成 年度
--------	------------

農業・食品産業競争力強化支援事業実施計画
(植物工場普及・拡大総合対策事業のうち植物工場普及・拡大支援事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名

地 区 名

第1 事業の目的

(注) 事業対象者の営農に関する現状(栽培作物・面積)、現在抱えている課題、本事業により導入を希望する園芸施設の活用を踏まえた今後の展開方向について簡潔に記入すること。

第2 事業計画総括表

植物工場普及・拡大支援事業の内容等

施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容	目標数値			対象作物名(作物名)	受益		事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量(単価、回数、基数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	担保金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他	しゅん功予定又は完了年月日	備考
				現状	目標	増減(増減率等)		戸数	面積、出荷量、処理量			国庫補助金	自己資金(うち借入金)	その他				
	推進事業			(平成年度)	(平成23年度)		戸	ha t		円	円	円	円	%				
	整備事業																	
合計											円	円	円	%				

算出の基礎

単位：円

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減				備考
		うち		うち	増	減			
		国庫補助金		国庫補助金					
合 計									

第3 事業実施対象受益地の状況

対象受益地区名：

区 分	各種指定等の状況			事業対象品目の作付面積 (ha)		備考
	全域指定の場合： 一部指定の場合： 指定無しの場合：×	の場合 区分： 割合：		(品目名)	(品目名)	
	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の 市街化区域			
現 状 (平成21年度)						
目 標 (平成23年度)						

第4 事業の実施方針

1 事業実施地区における事業実施の必要性和黒字化に向けた取組目標

事業実施地区（または、受益地区）における事業実施の必要性			
具体的な取組目標			
目 標			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の算出方法）			

2 導入する技術、栽培方法等の概要（品目名： ）

項目	導入する技術、栽培方法等の概要 （現行の取組との違い）	効果 （現行の取組との違い）

（注1）この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

（注2）特に、スプラウト類（もやしを含む）、リーフレタス類（サラダ菜を含む）等の周年・計画生産の技術が既に確立されている品目については、導入する生産性や収益性の向上に資する新技術の内容とその効果について、現行の取組との違いを具体的に記載する。

3 生産・販売計画（品目名： ）

	設置実面積 (m ²)	作付・収穫回数	収量 (kg/10a)	販売先	年間出荷量のうち契約書に基づく量	年間出荷量のうち契約書や覚書等に基づく量	上段：出荷量 (kg) 下段：平均販売単価 (円/kg)												
							年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状																			
平成22年度																			
平成23年度																			

(注1) この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

(注2) 根拠となる契約書や覚書等を添付する。合わせて、契約先の担当者名及び連絡先が分かる書類を添付する。

4 収支計画

対象品目及び施設のタイプ	区分	現状 (平成 年度)	目標 (平成 2 3 年度)	備考
	設置実面積	m ²	m ²	
	出荷量	kg	kg	
収入	販売額	千円	千円	予定販売単価 (円/kg)
	その他			
	計			
生産コスト	自家労賃 (年間延べ労働時間)	(時間)	(時間)	
	(人数)	(人)	(人)	

雇用労賃 (年間延べ労働時間) (雇用人数)	(時間) (人)	(時間) (人)
種苗		
肥料		
薬剤		
諸資材		
光熱動力費		
農機具 うち減価償却		
農用建物(修繕費含む) うち減価償却		
賃借料及び料金		
土地改良費及び水利費		
支払小作料		
租税公課		
負債利子		
企画管理費 うち減価償却		
農業雑支出		
その他		
計		
出荷量 1 kg 当たり生産コスト		

	純 利 益			
--	-------	--	--	--

(注) この表は複数品目がある場合は品目毎に作成し、毎年度の収支を見積もって記入する。

5 担い手の育成及び担い手への集約化の取組について

取組項目	担い手の分類	現 在 (年)	目 標 (年)	備考
担い手の育成	認定農業者	人	人	
	生産組織 構成員のうち認定農業者	組織 人	組織 人	
集約化の基準：		現状集約率： %	目標集約率： %	

6 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

第5 事業実施計画の詳細

1 推進事業実施計画詳細

(1) 事業の実施事項

実施事項	検討会の開催	先進的取組の調査	技術習得のための研修	実証調査	技術改良	現地交流会	生産工程管理又はトレーサビリティシステムの導入
(該当事項にを付けること)							

(2) 実施計画詳細

実施事項	
実施事項	
実施事項	
実施事項	
実施事項	

(3) 添付資料

- ア 事業実施主体を中心とした組織の推進体制図
- イ その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

2 整備事業実施計画詳細

(1) 事業実施予定場所(用地の取得状況)等

導入予定場所	地目	面積	取得時期	備考
(市町村) (番地)		(m ²)	年 月	

(2) 施設の整備状況及び利用計画等

ア 既存の施設の利用状況

施設名	当該施設の 受益面積等 (ha)	受益 農家 戸数	規模・能力 ・仕様	当該施設の 出荷量・処理 量(t) a	出荷量・処理量の過去3力年の実績						利用の状況に 関する説明	備 考
					3年前 (t) b	利用率 (%) b/a	2年前 (t) c	利用率 (%) c/a	前年度 (t) d	利用率 (%) d/a		
型植物 工場												
分析診断施 設												
選別・調製 ・包装施設												

イ 施設の利用計画

(イ) 施設の貸付に関する計画

貸付対象施設名	貸付対象組織	貸付対象受 益農家戸数	貸付期間	管理の役割分担

(ウ) 施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施行方法		直営施行・請負施行・委託施行・代行施行(いずれかに)
代行施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・随意契約(いずれかに)
施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約(いずれかに)
指名競争入札又は代行施行における競争見積の場合	指名業者選定の考え方	
	指名(代行施行)候補業者名	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

ウ 補助事業等の財産処分状況について(当初年度を含め過去5年間)(整備事業)

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認年月日	当初事業内容及び処分内容

エ 添付資料

(ア) 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により算出し、それを添付するものとする。

- (イ) 施設の規模決定根拠（施設の規模、処理能力、附帯施設的能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設的能力等の具体的な数値を用いて記載すること。）
- (ウ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設のカタログ
- (エ) 施設の構造強度を示すもの（太陽光利用型植物工場の場合）
- (オ) 管理運営規定等
- (カ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成21年度植物工場普及・拡大支援事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械・施設等 又は工事等の契約名	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札 ・代行施行における競争見積・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税込)	(税抜)
契約年月日	年 月 日
着工住所	
完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	
入札予定価格(円)	(税抜)
入札結果等の公表方法	(税抜)
備考	年 月 日 第 号 交付決定通知

- (注) 1 「施工方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを で囲む。
 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。
 ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約の場合である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 8 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。
 9 事業が複数の契約からなる場合には、契約ごとに上表を整理すること。

別記様式 2 - 4 (第11の2の(2) 関係)

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成 2 1 年度植物工場普及・拡大支援事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 21 年度植物工場普及・拡大支援事業交付決定前着工届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年月日	しゅん功予定 年月日	理由

別記様式 2 - 6 (第12の 1 関係)

農業・食品産業競争力強化支援事業の事業実施状況報告 (平成 年度)

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱 (平成17年 4 月 1 日付け16生産第8264号
農林水産事務次官依命通知) 第 8 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

実施年度	平成 年度
農業・食品産業競争力強化対策支援事業実施状況報告書 (植物工場普及・拡大総合対策事業のうち植物工場普及・拡大支援事業)	
事業実施主体名 (計画主体名)	
都道府県・市町村名	
地区名	

(注) 別紙様式 2 - 2 の事業実施計画に準じて作成すること。

別添

事業実施年度

平成

年度

農業・食品産業競争力強化支援事業実施報告書
(植物工場普及・拡大総合対策事業のうち植物工場普及・拡大支援事業)

事業実施主体名

都道府県・市町村名

地 区 名

第1 事業の目的

--

(注) 事業実施前の課題や本事業の実施効果、今後の展開方向について簡潔に記入すること。

第2 事業計画総括表

植物工場普及・拡大支援事業の内容等

施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容	目標数値			対象作物名(作物名)	受益		事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量(単価、回数、基数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	担保 (金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他)	しゅん功 予定 又は 完了 年月 日	備考
				現状	目標	増減 (増減率等)		戸数	面積、出荷量、処理量			国庫補助金	自己資金(うち借入金)	その他				
/	推進事業			(平成年度)	(平成23年度)		戸	ha t		円	円	円	円	%				
	整備事業																	
合計											円	円	円	%				

算出の基礎

単位：円

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			備考
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
						国庫補助金		
合 計								

第3 事業実施対象受益地の状況

対象受益地区名：

区 分	各種指定等の状況			事業対象品目の作付面積（ha）		備考
	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の市街化区域	(品目名)	(品目名)	
現 状 (平成21年度)						
目 標 (平成23年度)						

第4 事業の実施方針

1 事業実施地区における事業実施の必要性と黒字化に向けた取組目標

事業実施地区（または、受益地区）における事業実施の必要性	
------------------------------	--

具体的な取組目標			
目 標			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の 算出方法）			

2 生産・販売実績（品目名： ）

	設置実面積 (㎡)	作付・収 穫回数	収量 (kg/ 10a)	販売先	上段：出荷量 (kg) 下段：平均販売単価 (円/kg)												
					年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現 状																	
目 標																	

（注）この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

3 導入した技術、栽培方法等の概要

対象品目	項目	導入した技術、栽培方法等の概要 （現行の取組との違い）	効果 （現行の取組との違い）	今後の方向性

（注）この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

4 収支実績

対象品目 及び施設 のタイプ	区 分	現 状 (平成 年度)	目 標 (平成23年度)	備 考	
	設置実面積	m ²	m ²		
	出荷量	kg	kg		
	収入	販売額	千円	千円	予定販売単価 (円/kg)
		その他			
		計			
	生産 コスト	自家労賃 (年間延べ労働時間) (人数)	(時間) (人)	(時間) (人)	
		雇用労賃 (年間延べ労働時間) (雇用人数)	(時間) (人)	(時間) (人)	
		種 苗			
		肥 料			
		薬 剤			
諸 資 材					
光熱動力費					
農機具 うち減価償却					
農用建物(修繕費含む) うち減価償却 うち実証施設					

	賃借料及び料金			
	土地改良費及び水利費			
	支払小作料			
	租税公課			
	負債利子			
	企画管理費 うち減価償却			
	農業雑支出			
	その他			
	計			
	出荷量 1 kg 当たりの 生産コスト			
	純利益			

(注) この表は、品目毎に作成し、毎年度の収支を見積もって記入する。

5 担い手の育成及び担い手への集約化の取組について

取組項目	担い手の分類	現在(年)	目標(年)	備考
担い手の育成	認定農業者	人	人	
	生産組織 構成員のうち認定農業者	組織 人	組織 人	
集約化の基準：		現状集約率： %	目標集約率： %	

6 他事業との連携

--	--	--	--	--

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

第5 事業実施実績の詳細

1 推進事業実施実績詳細

(1) 事業の実施事項

実施事項	検討会の 開催	先進的取 組の調査	技術習得の ための研修	実証調査	技術改良	現地交 流会	生産工程管理又はトレーサ ビリティシステムの導入
(該当事項に を付けること)							

(2) 実施実績

実施事項	
実施事項	
実施事項	
実施事項	

(3) 添付資料

- ア 事業実施主体を中心とした組織の推進体制図
- イ その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

2 整備事業実施実績詳細

(1) 事業実施予定場所(用地の取得状況)等

導入予定場所	地目	面積	取得時期	備考
(市町村) (番地)		(m ²)	年 月	

(2) 施設の整備状況及び利用実績等

ア 既存の施設の利用状況

施設名等	当該施設の 受益面積等 (ha)	受益 農家 戸数	規模・能力 ・仕様	当該施設の 出荷量・処 理量(t) a	出荷量・処理量の過去3カ年の実績						利用の状況に 関する説明	備 考
					3年前 (t) b	利用率 (%) b/a	2年前 (t) c	利用率 (%) c/a	前年度 (t) d	利用率 (%) d/a		
型植物 工場												
分析診断施 設												
選別・調製 ・包装施設												

イ 施設の利用実績

(イ) 施設の貸付に関する計画

貸付対象施設名	貸付対象組織	貸付対象受 益農家戸数	貸付期間	管理の役割分担
---------	--------	----------------	------	---------

(ウ) 施設の施行方法及び施工業者選定方法

施行方法		直営施行・請負施行・委託施行・代行施行(いずれかに)
代行施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・随意契約(いずれかに)
施工業者選定方法		一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約(いずれかに)
指名競争入札又は代行施行における競争見積の場合	指名業者選定の考え方	
	指名(代行施行)候補業者名	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	
	候補業者名	

ウ 補助事業等の財産処分状況について(当初年度を含め過去5年間)(整備事業)

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認年月日	当回事業内容及び処分内容

エ 添付資料

(ア) 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により算出し、それを添付するものとする。

(イ) 施設の規模決定根拠(施設の規模、処理能力、附帯施設的能力、数量等)をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設的能力等の具体的な数値を用いて記載すること。)

- (ウ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入施設のカタログ
- (エ) 管理運営規定等
- (オ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

別記様式 2 - 7 (第13の 1 関係)

農業・食品産業競争力強化支援事業の評価報告 (平成 年度)

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱 (平成17年 4 月 1 日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知) 第 9 の 1 の規定により別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

(別添)

農業・食品産業競争力強化支援事業に関する事業評価シート

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	品目名	事業実施年度	成果目標の具体的な内容	目標数値(年間収支)			事業評価の検証方法	費用対効果		事業計画の妥当性	適正な事業執行	地方農政局長等の意見
						現状地	目標値	結果		計画値	結果			
県	市	(例) 組合	トマト	21年度	年間収支の黒字化					1.65	1.53	1	2	

- (注) 1 費用対効果分析は、事業採択時と同様の方法で実施すること。
 2 地方農政局長が災害等により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断した場合は、その旨を地方農政局長等の意見の欄に記述すること。併せて、代替案で事業評価を実施した場合は、一段下の欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。
 3 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。
 4 適切な事業執行の欄には、事業が適切に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業(平成 年度)で取得
又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成 年度において農業・食品産業競争力強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
- 4 改善方策
(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量(t、kg等)									
	利用率(%)									
	収支差(千円)									
	収支率(%)									
	累積赤字(千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入/支出×100とする。

(別記 3)

植物工場リース支援事業

第 1 総則

本事業において、植物工場とは「環境及び生育のモニタリングを基礎として、光、温度、養分等の生育環境を高度に制御することにより、季節や天候に左右されず、野菜、花き等の植物（以下「野菜等」という。）を計画的・安定的に生産できる施設」とする。

第 2 事業の目的

本事業は、平成 23 年度までに野菜等の周年・計画生産を実現する植物工場の設置数を全国で 150 カ所に増加させるため、業として野菜等の生産を行う事業者が、先駆的に植物工場を導入し、適切に運営することにより、生産性及び収益性の向上を実現することを目的とする。

第 3 事業の概要

1 リース事業

以下の（１）から（４）までの施設について、事業実施主体がリース契約（リース物件の賃貸に関する契約で、第 4 の 3 に定める事業対象者と事業対象者が導入する事業対象施設の貸借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の 2 者間で締結するものをいう。以下同じ。）を締結する際のリース料の一部を助成する。

（１）太陽光利用型植物工場

（２）完全人工光型植物工場

（３）植物工場で生産された野菜等の生育又は成分を分析・診断するための施設（以下「分析診断施設」という。）

（４）植物工場で生産された野菜等の選別・調製・包装を行うための施設（以下「選別・調製・包装施設」という。）

2 推進事業

植物工場の導入及びその適切な運営に資する以下の取組を行うものとする。

（１）植物工場の導入及び運営を推進するための検討会

（２）植物工場における野菜等の生産、流通又は販売に係る先進的取組の調査

（３）植物工場の運営に必要な栽培又は経営に係る技術習得のための研修

（４）新たに導入する品目・品種又は栽培技術の効果に係る実証調査

（５）実証調査を踏まえた技術の改良

（６）植物工場で生産された野菜等の販路を確保・拡大するための現地交流会

（７）食品安全や環境保全等を確保するための生産工程管理又はトレーサビリティシステムの導入

（８）その他事業の目的を達成するために必要な取組

第4 対象品目等

1 対象品目

本事業の対象品目は、野菜、花き等の植物（園芸作物）とする。

2 事業実施主体

リース事業については、3の事業対象者およびリース事業者の2者が共同で実施し、推進事業については、3の事業対象者が実施するものとする。

なお、リース事業者は債務超過でないものとする。

3 事業対象者

本事業の事業対象者は、次に掲げる法人とする。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

(4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

(5) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。）

(6) 民間事業者

第5 採択要件

1 リース事業

事業の採択については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

(1) 事業対象施設

植物工場については、野菜等の周年・計画生産が可能な機能を有するものであること。植物工場関連施設については、当該事業で導入する植物工場と一体的に導入するものとし、当該植物工場における野菜等の生産量に見合った規模であること。

(2) 成果目標

事業実施年度の翌々年度までに植物工場の年間収支を黒字化する目標を定めていること。また、そのための生産計画及び販売計画を策定していること。

(3) 費用対効果分析

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）により費用対効果の分析を行い、当該施設の導入によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。なお、第3の1の(1)の「太陽光利用型植物工場」及び(2)の「完全人工光型植物工場」については「生産技術高度化技術」、第3の1の(3)の「分析診断施設」については「産地管理施設」、第3の1の(4)の「選別・調製・包装施設」については「集出荷貯蔵施設」としてそれぞれ分析を行うこととする。

(4) 生産・販売計画

植物工場の整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要することを踏まえ、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を精査し、経営として十分に成立しうる生産計画及び販売計画を策定していること。

特に、販売計画に関しては、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約、覚え書き等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実にあること。

(5) 資金の調達

当該施設の導入に係る資金の調達が確実に見込まれること。

2 推進事業

事業の採択については、以下の項目のすべてに該当することを条件として行うものとする。

- (1) 既に導入した植物工場において推進事業を実施する場合は、事業実施年度の翌々年度までに植物工場の年間収支を黒字化する目標を定めていること。また、そのための生産計画及び販売計画を策定していること。
- (2) 植物工場の導入に先立ち、推進事業のみ実施する場合は、事業実施年度の翌年度に植物工場を導入する目標を定めていること。

第6 目標年度

目標年度は、事業実施計画承認初年度の翌々年度とする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成22年3月31日までとする。

第8 事業実施計画の作成及び提出

- 1 事業実施主体は、別記様式3-1により事業実施計画を作成し、公募期間内に、施設が所在する都道府県を所管する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所を経由して農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- 2 事業実施主体は、事業実施計画を提出する場合は、あらかじめ関係市町村及び都道府県に対して指導・協力を求め、事業の実施に係る調整に努めるものとする。
- 3 国は、事業実施主体に対し、2の調整の結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

第9 事業の実施手続

1 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、事業実施計画が次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 本事業の目的に沿っていること。
- (2) 導入を予定している施設が、成果目標達成に直結するものであること。
- (3) 導入を予定している施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること。
- (4) 施設の規模及び能力が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

2 事業実施計画の変更

要綱第4の4の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。また、その手続きは、第8に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の3割を超える変更

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

なお、リース事業においては、本事業に係るリース契約の締結をもって、事業に着手したものとする。

- (2) 本事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式3-2）により、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (3) (2)により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (4) (2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備等において適切な措置を講じるように、十分に指導監督するものとする。

第10 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、

事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式 3 - 3 により翌年度の 7 月末日までに、原則として事業実施主体が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1 の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第11 事業の評価

1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は要綱第 9 の 1 の定めにより、別記様式 3 - 4 により自ら事業評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の 9 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にまたがる場合は、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等による評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1) の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、費用対効果分析、担い手育成効果、事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合や、施設等の利用率、稼働率のうちいずれかが計画に対し 70% 未満の状況が 3 年間継続している場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業

実施主体に対し、別記様式 3 - 5 に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに 2 年間目標年度を延長し、再度 1 の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の 10 月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会による評価

(1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 2 の (3) のイの報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。

(3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。

(4) 生産局長は事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第 12 補助率

1 リース事業

2 分の 1 以内とする。

リース料助成額については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」 = 「リース物件価格（税抜き）」 × 1 / 2 以内

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」 = 「リース物件価格（税抜き）」

× (「リース期間」 / 「法定耐用年数」) × 1 / 2 以内

「リース料助成額」 = (「リース物件価格（税抜き）」 - 「残存価格」)

× 1 / 2 以内

2 推進事業

定額とする。

第 13 事業の実施基準

1 リース事業・推進事業共通事項

(1) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めないものとする。

(2) 事業実施主体は、当該取組について他の生産者等からの視察の申し入れを受け入れるよう努めるものとする。ただし、知的財産権の取得予定がある場合は、この限

りではない。

また、取組内容について、自己のホームページへの掲載、取組に関する広報資料（パンフレット等）の作成等により、当該取組の波及に努めるものとする。

- (3) 本事業の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知)に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

2 リース事業

(1) 一般基準

ア 本事業の対象となるリース契約は、次に掲げる内容に合致するものに限るものとする。

(ア) リース料総額から補助金を差し引いた額によりリース料を支払うものであること。

また、当該リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内容と同一であること。

(イ) リース期間は、4年間から法定耐用年数までの範囲内であること。

(ウ) リース期間満了後のリース物件は、事業対象者とリース事業者の2者の中で再リースを行うか、リース事業者に返還されるかのいずれかであること。

(エ) リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める事業対象者の割合が半数未満であること。

イ リース契約期間中にリース契約書の記載内容を変更した場合、事業実施主体は、別記様式3-6により、地方農政局長等に対してリース契約の変更を届けるものとする。

ウ リース事業者は平成22年3月31日までにリース物件を当該事業対象者に納入するものとする。また、リース事業者は、リース物件の納入後速やかに借受証の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

エ リース料助成金の申請額の上限は、第12の1の(1)に基づき算定された額とする。この場合において、リース期間は、事業対象者がリース物件を借り受ける日からリース事業者に返納するまでの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。また、リース料助成金は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

オ 地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体のいずれかが、これら事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、リース料助成金の交付を中止するか又は別紙3-1に基づき既に交付した助成金の全部若しくは一部について返還を命ずることができるものとする。

(ア) リース契約を解約又は解除したとき。

- (イ) 事業実施主体のいずれかが経営を中止したとき。
- (ウ) リース物件が消滅又は消失したとき。
- (エ) 事業実施計画等、地方農政局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (オ) 締結されたリース契約が、アに定められたリース契約の内容に合致しないことが明らかとなったとき。
- (カ) ウに定めるリース契約の変更の届出、第10の1に定める実施状況報告及び第11の1に定める評価報告を怠ったとき。

カ 補助対象とする施設

- (ア) 補助の対象とする施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品若しくは古材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

- (イ) 施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、スプラウト類（もやしを含む）、リーフレタス類（サラダ菜を含む）等の周年・計画生産の技術が既に確立されている品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

また、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新をいう。）は、補助の対象としないものとする。

なお、施設の附帯施設のみの導入は、補助対象としないものとする。

- (ウ) 施設の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。
- (エ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して導入を講ずるものとする。

キ リース事業の対象地域

補助対象施設の受益は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地地区」という。）とすること。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。

ク その他

- (ア) 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

リース事業の事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、導入した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するよう努めるものとする。

(イ) 農業共済等の積極活用

リース事業の事業実施主体は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

(ウ) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(エ) 周辺景観との調和

本事業により、施設を導入する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(2) 個別基準

ア 太陽光利用型植物工場

(ア) 太陽光利用型植物工場については、野菜等の周年・計画生産に必要な以下の施設とする。なお、導入後の施設は必ず50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。)若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、複合環境制御装置を備えているものとする。

a 高度環境制御栽培施設

b 施設園芸栽培技術高度化施設

c a及びbの附帯施設

(イ)(ア)のaの「高度環境制御栽培施設」は、野菜等の生育環境を最適に保つため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型の施設をいうものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、加温装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、細霧冷房装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壌消毒装置、底面給水施設、無人防除機、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置等を導入できるものとする。

(ウ)(ア)のbの「施設園芸栽培技術高度化施設」は、鉄骨(アルミ骨を含む。)

ハウス内に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、加温装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、細霧冷房装置、根域制限栽培装置、地中暖房兼土壌消毒装置、底面給水施設、無人防除機、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置等とする。

イ 完全人工光型植物工場

(ア) 完全人工光型植物工場については、作物の生育環境を最適に保つため、高度な環境制御が可能な以下の施設とする。なお、導入後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。

a 高度環境制御栽培施設

b aの附帯施設

(イ)(ア)のaの「高度環境制御栽培施設」は、野菜等の生育環境を最適に保つため、高度な環境制御が可能なシステム本体又はシステムに収容する完全人工光型の施設をいうものとし、複合環境制御装置、照明装置、養液栽培装置、栽培用架台、育苗装置水源装置、変電装置、集中管理棟、空調装置、自動かん水施肥装置及び炭酸ガス発生装置等を導入するものとする。

ウ 分析診断施設

(ア) 分析診断施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場と一体的に導入できるものとする。

(イ) 分析診断施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場及びそこで生産された野菜等を対象として、土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析(食味分析、成分分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。

エ 選別・調製・包装施設

(ア) 選別・調製・包装施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場と一体的に導入できるものとする。

(イ) 選別・調製・包装施設は、アの太陽光利用型植物工場又はイの完全人工光型植物工場で生産された野菜等を対象として、選別・調製又は包装を行えるものとし、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を導入することができるものとする。

3 推進事業

- (1) 推進事業の実施に当たっては、第3の2の(1)の検討会の開催を必須とする。
- (2) 補助対象経費は、本事業に直接要する別紙3-2の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (3) 事業実施主体は、推進事業の実施において、地方農政局長等が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

補助金の交付の中止及び返還に関する取扱い

事 由	既に交付した補助金の取扱い
1 .リース契約を解約又は解除したとき。	左欄の事由に該当することとなった日(以下、「解約日」という。)が、リース契約の開始日から4年間に満たない場合は、リース料助成金の全額の返還を求めることができる。 また、4年間以上の場合は、欄外の式により算出した額の返還を求めることができる。
2 .事業実施主体のいずれかがが経営を中止したとき。	同上
3 .リース物件が消滅又は消失したとき。	同上
4 .事業実施計画書等、地方農政局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。	左欄の事由が不正な手段による補助金の受領に該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全額について、返還を求めることができる。
5 .締結されたリース契約が、第 13 の 2 の (1) に定められたリース契約の内容に合致しないことが明らかとなったとき。	同上
6 . 第 13 の 2 の (1) のイに定めるリース契約の変更の届出、第 10 の 1 に定める実施状況報告及び第 11 の 1 に定める評価報告を怠ったとき。	同上

[式]

返還額 = 交付済みの補助金

× ((リース契約書に定めたリース期間 - 解約日までのリース期間) / 法定耐用年数)

別紙 3 - 2

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	国内旅費に限る。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・ 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1．支払いが翌年度となるもの
- 2．補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル

地方農政局長 殿
〔 北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 事業対象者 〕
住 所
名 称
代表者氏名 (印)

〔 リース事業者 〕
住 所
名 称
代表者氏名 (印)

平成 21 年度植物工場普及・拡大総合対策事業のうち植物工場リース事業の
事業実施計画の(変更)承認申請について

植物工場普及・拡大総合対策事業実施要領別記 3 の第 8 (第 9) の規定に基づ
き、事業実施計画について別添のとおり作成したので、承認を申請します。
なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

記

【 担当者 】
〔 事業対象者 〕
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
e-mail アドレス

〔 リース事業者 〕
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
e-mail アドレス

事業実施計画とリース事業者の直近の会計年度の財務諸表を添付すること。

別添

植物工場リース支援事業実施計画

(事業実施年度：平成21年度)

〔事業対象者〕

住 所
名 称
代表者氏名

〔リース事業者〕

住 所
名 称
代表者氏名

第1 事業の目的

--

(注) 事業対象者の営農に関する現状(栽培作物・面積)、現在抱えている課題、本事業により導入を希望する園芸施設の活用を踏まえた今後の展開方向について簡潔に記入すること。

第2 事業計画総括表

施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容	目標数値			対象作物名 (作物名)	面積、出荷量、 処理量	事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量(単価、回数、基数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	しゅん功 予定又は 完了年月 日	備考
				現状	目標	増減(増減率等)					国庫補助金	自己資金(うち借入金)	その他			
	推進事業			(平成年度)	(平成23年度)		ha t		円	円	円	円	%			

リース諸費用（金利・保険料等）	[]	(円)
事業対象者負担リース料（税込み）	[- - +]	(円)
リース物件設置場所	〒 - _____ 都道府県 _____ 区都市 _____ 区町村 _____	

- (注) 1 1及び2については、いずれかを記入すること。
2 リース料助成要望額（[]）は、A、Bいずれか低い額とすること。
A：（[] - []）× 1/2以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (円)
B：[] ×（リース期間/法定耐用年数）× 1/2以内・・・・・・・・・・・・ (円)
3 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を添付すること。
4 複数の物件をリースする場合には、物件毎にそれぞれ記載すること。

第4 事業実施対象受益地の状況

対象受益地区名：

区分	各種指定等の状況			事業対象品目の作付面積（ha）		備考
	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の市街化区域	(品目名)	(品目名)	
現 状 (平成21年度)						
目 標 (平成23年度)						

第5 事業の実施方針

1 事業実施地区における事業実施の必要性と黒字化に向けた取組目標

事業実施地区（または、受益地区）における事業実施の必要性			
具体的な取組目標			
目 標			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 （現状値及び目標値の算出方法）			

2 導入する技術、栽培方法等の概要（品目名： ）

項目	導入する技術、栽培方法等の概要 （現行の取組との違い）	効果 （現行の取組との違い）

（注1）この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

（注2）特に、スプラウト類（もやしを含む）、リーフレタス類（サラダ菜を含む）等の周年・計画生産の技術が既に確立されている品目については、導入する生産性や収益性の向上に資する新技術の内容とその効果について、現行の取組との違いを具体的に記載する。

3 生産・販売計画（品目名： ）

	設置実面積 (m ²)	作付・収穫回数	収量 (kg/10a)	販売先	年間出荷量のうち契約書に基づく量	年間出荷量のうち契約書や覚書等に基づく量	上段：出荷量 (kg) 下段：平均販売単価 (円/kg)												
							年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状																			
平成22年度																			
平成23年度																			

(注1) この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

(注2) 根拠となる契約書や覚書等を添付する。合わせて、契約先の担当者名及び連絡先が分かる書類を添付する。

4 収支計画

対象品目及び施設のタイプ	区 分	現状 (平成 年度)	目標 (平成 2 3 年度)	備 考	
	設置実面積	m ²	m ²		
	出荷量	kg	kg		
	収入	販売額	千円	千円	予定販売単価 (円/kg)
		その他			
	計				
生産コスト	自家労賃 (年間延べ労働時間)	(時間)	(時間)		
	(人数)	(人)	(人)		

雇用労賃 (年間延べ労働時間) (雇用人数)	(時間) (人)	(時間) (人)
種苗		
肥料		
薬剤		
諸資材		
光熱動力費		
農機具 うち減価償却		
農用建物(修繕費含む) うち減価償却		
賃借料及び料金		
土地改良費及び水利費		
支払小作料		
租税公課		
負債利子		
企画管理費 うち減価償却		
農業雑支出		
計		
出荷量 1 kg 当たり生産コスト		
純利益		

(注) この表は複数品目がある場合は品目毎に作成し、毎年度の収支を見積もって記入する。

5 担い手の育成及び担い手への集約化の取組について

取組項目	担い手の分類	現 在 (年)	目 標 (年)	備考
担い手の育成	認定農業者	人	人	
	生産組織 構成員のうち認定農業者	組織 人	組織 人	
集約化の基準:		現状集約率: %	目標集約率: %	

6 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

第6 事業実施計画の詳細

1 推進事業実施計画詳細

(1) 事業の実施事項

実施事項	検討会の開 催	先進的取 組の調査	技術習得の ための研修	実証調査	技術改良	現地交 流会	生産工程管理又はトレーサ ビリティシステムの導入
(該当事項に を付けること)							

(2) 実施計画詳細

実施事項	
実施事項	
実施事項	
実施事項	

(3) 添付資料

- ア 事業実施主体を中心とした組織の推進体制図
- イ その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

2 リース事業実施計画詳細

(1) 事業実施予定場所(用地の取得状況)等

導入予定場所	地目	面積	取得時期	備考
(市町村) (番地)		(㎡)	年 月	

(2) 施設の導入状況及び利用計画等
ア 既存の施設の利用状況

施設名等	当該施設の 受益面積等 (ha)	規模・能力 ・仕様	当該施設の 出荷量・処理 量(t) a	出荷量・処理量の過去3カ年の実績						利用の状況に関 する説明	備 考
				3年前 (t) b	利用率 (%) b/a	2年前 (t) c	利用率 (%) c/a	前年度 (t) d	利用率 (%) d/a		
型植物 工場											
分析診断施 設											
選別・調製 ・包装施設											

イ 添付資料

(ア) 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により算出し、それを添付するものとする。

(イ) 施設の規模決定根拠(施設の規模、処理能力、附属施設の能力、数量等)をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、処理・加工量、出荷量、収穫期間、出荷期間、利用計画、施設等の能力、既存の施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。)

(ウ) 施設等の配置図、平面図、事業費の積算(概略設計)、見積書(2社以上)、導入施設のカタログ

(エ) 施設の構造強度を示すもの(太陽光利用型植物工場の場合)

(オ) 管理運営規定等

(カ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕
住 所
名 称
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕
住 所
名 称
代表者氏名 (印)

平成21年度植物工場リース支援事業の交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		円			

別記様式 3 - 3 (第10の1関係)

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕
名 称
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕
名 称
代表者氏名 (印)

平成21年度植物工場リース支援事業の実施状況報告書について

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて別添のとおり報告する。

(注)関係書類として、別添「平成21年度植物工場リース支援事業実施状況報告書」を添付すること。

別添

植物工場リース支援事業書実施状況報告書

(事業実施年度：平成21年度)

〔事業対象者〕

住 所
名 称
代表者氏名

〔リース事業者〕

住 所
名 称
代表者氏名

第1 事業の総括

--

(注) 事業実施前の課題や本事業の実施効果、今後の展開方向について簡潔に記入すること。

第2 総括表

施設の所在地	事業種類	目標	成果目標の具体的な内容	目標数値			対象作物名 (作物名)	面積、出荷量、処理量	事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量(単価、回数、基数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	しゅん功予定又は完了年月日	備考
				現状 (平成年度)	目標 (平成23年度)	増減 (増減率等)					国庫補助金	自己資金 (うち借入金)	その他			
	推進事業 リース事業						ha t		円	円	円	円	%			
合計									円	円	円	円	%			

第3 事業実施対象受益地の状況

対象受益地区名：

区分	各種指定等の状況			事業対象品目の作付面積 (ha)		備考
	農用地区域	生産緑地	生産緑地以外の市街化区域	(品目名)	(品目名)	
現 状 (平成21年度)						
目 標 (平成23年度)						

第4 事業の実施方針

1 事業実施地区における事業実施の必要性と黒字化に向けた取組目標

事業実施地区（または、受益地区）における事業実施の必要性			
具体的な取組目標			
目 標			
具体的な数値等	現状値：	目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)			

2 生産・販売実績（品目名： ）

	設置実面積 (m ²)	作付・収穫回数	収量 (kg/ 10a)	販売先	上段：出荷量 (kg) 下段：平均販売単価 (円/kg)												
					年間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現在																	
目標																	

（注）この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

3 導入した技術、栽培方法等の概要

対象品目	項目	導入した技術、栽培方法等の概要 (現行の取組との違い)	効果 (現行の取組との違い)	今後の方向性

（注）この表は複数品目がある場合は品目毎に作成する。

4 収支実績

対象品目 及び施設 のタイプ	区 分	現 状 (平成 年度)	目 標 (平成 2 3 年度)	備 考
	設置実面積	m ²	m ²	
	出荷量	kg	kg	
収入	販売額	千円	千円	予定販売単価 (円/kg)

	その他		
	計		
生産 コスト	自家労賃 (年間延べ労働時間) (人数)	(時間) (人)	(時間) (人)
	雇用労賃 (年間延べ労働時間) (雇用人数)	(時間) (人)	(時間) (人)
	種苗		
	肥料		
	薬剤		
	諸資材		
	光熱動力費		
	農機具 うち減価償却		
	農用建物(修繕費含む) うち減価償却 うち実証施設		
	賃借料及び料金		
	土地改良費及び水利費		
	支払小作料		
	租税公課		
	負債利子		
	企画管理費 うち減価償却		
農業雑支出			

	その他		
	計		
	出荷量 1 kg 当たりの 生産コスト		
	純利益		

(注) この表は、品目毎に作成し、毎年度の収支を見積もって記入する。

5 担い手の育成及び担い手への集約化の取組について

取組項目	担い手の分類	現在(年)	目標(年)	備考
担い手の育成	認定農業者	人	人	
	生産組織 構成員のうち認定農業者	組織 人	組織 人	
集約化の基準：		現状集約率： %	目標集約率： %	

6 他事業との連携

事業区分 (国、県単、その他具体的に)	事業名	事業実施主体	実施年度	事業費 (千円)	事業内容

第5 事業実施実績の詳細

1 推進事業

(1) 事業の実施事項

実施事項	検討会の開催	先進的取組の調査	技術習得のための研修	実証調査	技術改良	現地交流会	生産工程管理又はトレーサビリティシステムの導入
(該当事項に付けること)							

(2) 実施実績詳細

実施事項	
実施事項	
実施事項	
実施事項	
実施事項	

(3) 添付資料

- ア 事業実施主体を中心とした組織の推進体制図
- イ その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

2 リース事業実施実績詳細

(1) 事業実施場所(用地の取得状況)等

導入予定場所	地目	面積	取得時期	備考
(市町村) (番地)		(m ²)	年 月	

--	--	--	--	--

(2) 施設の整備状況及び利用実績等

ア 既存の施設の利用状況

施設名等	当該施設の 受益面積等 (ha)	規模・能力 ・仕様	当該施設の 出荷量・処 理量(t) a	出荷量・処理量の過去3カ年の実績						利用の状況に 関する説明	備 考
				3年前	利用率	2年前	利用率	前年度	利用率		
				(t) b	(%) b/a	(t) c	(%) c/a	(t) d	(%) d/a		
型植物 工場											
分析診断施 設											
選別・調製 ・包装施設											

イ 添付資料

(ア) 費用対効果分析(投資効率)

「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)により算出し、それを添付するものとする。

(イ) 施設等の配置図、平面図

(ウ) その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの

別記様式 3 - 4 (第11の1関係)

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕
名 称
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕
名 称
代表者氏名 (印)

平成21年度植物工場リース支援事業の評価報告

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知)第9の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

農業・食品産業競争力強化支援事業に関する事業評価シート

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	品目名	事業実施年度	成果目標の具体的な内容	目標数値(年間収支)			事業評価の検証方法	費用対効果		事業計画の妥当性	適正な事業執行	地方農政局長等の意見
						現状地	目標値	結果		計画値	結果			
県	市	(例)組合	トマト	21年度	年間収支の黒字化					1.65	1.53	1	2	

- (注) 1 費用対効果分析は、事業採択時と同様の方法で実施すること。
 2 地方農政局長が災害等により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断した場合は、その旨を地方農政局長等の意見の欄に記述すること。併せて、代替案で事業評価を実施した場合は、一段下の欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。
 3 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。
 4 適切な事業執行の欄には、事業が適切に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

番 号
年 月 日

農政局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

農業・食品産業競争力強化支援事業(平成 年度)で取得
又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成 年度において農業・食品産業競争力強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
- 4 改善方策
(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
施設整備	利用量(t、kg等)									
	利用率(%)									
	収支差(千円)									
	収支率(%)									
	累積赤字(千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入/支出×100とする。

別記様式 3 - 6 (第13の 2 の (1) のイ関係)

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、生産局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕
名 称
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕
名 称
代表者氏名 (印)

平成21年度植物工場リース支援事業に係るリース契約変更届

平成 年 月 日付で締結した植物工場リース支援事業に係るリース契約書の記載内容を下記のとおり変更したので、植物工場リース支援事業実施要領第 の規定により届け出ます。

記

1. 変更理由 :
2. 変更年月日 : 平成 年 月 日
3. 変更箇所・内容

変更前	変更後
(変更箇所)	

(注) 別添として、変更後のリース契約書の写しを添付すること。